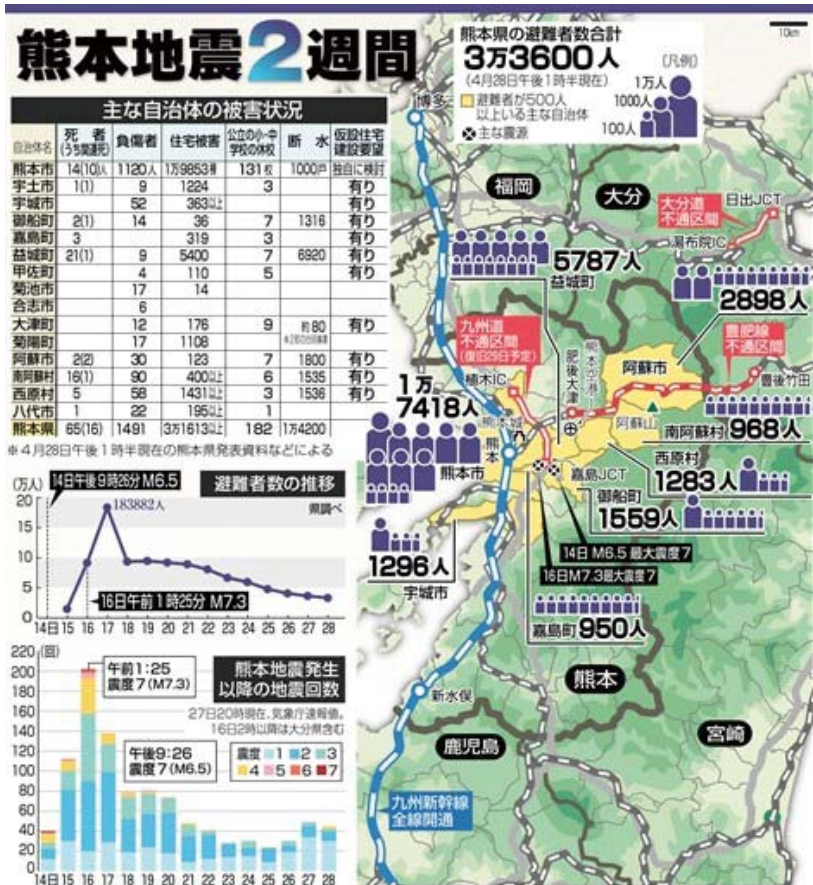


TOPIC 平成28年（2016年）熊本地震への対応

昨年、熊本地方を襲った「平成28年（2016年）熊本地震」（以下、「熊本地震」という。）では、4月14日に熊本県益城町で、同月16日に益城町と西原村でそれぞれ最大震度7を記録した。震度7は、気象庁の震度階級で最も大きく、同一地域で2度も震度7を観測したのは観測史上初めてであった。この地震は、熊本県内だけではなく、隣接する大分県、福岡県、宮崎県にも家屋の一部破損や死傷者を出すなどの被害をもたらした。地震発生から2週間で、益城町の死者は21名、住宅の被害は5,400棟、避難者数は5,787人となった。また、地震発生直後、電気・水道・ガス等のライフラインは広範囲で寸断したが、その大部分は4月中旬に復旧した。消防庁の発表によると、平成29年4月時点での熊本地震による人的被害は2,981名（死者228名、負傷者2,753名）、住宅の被害は全壊8,697棟を含む198,636棟であり、熊本県内の避難者は最も多いときには18万人を超えた（注）。このように熊本地震は、多くの尊い命を奪い、そこに住む人々の生活を一変させた。



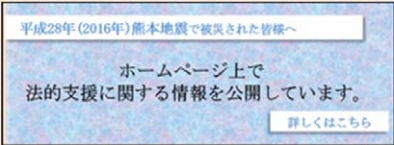

熊本日日新聞社提供資料
「熊本地震発生から2週間の被害状況等」

法テラスの熊本地震への対応で、特筆すべきは改正総合法律支援法に盛り込まれた新たな業務である「被災者法律相談援助」を初めて実施したことである。この業務の内容と、熊本地震被災者への援助実績は後述する。

発災時には同改正法はまだ国会で法案審議中であったため、従来から法テラスが行ってきた情報提供と民事法律扶助制度による法律相談で被災者援助を行った。前者は「2 法テラス・サポートダイヤルにおける取組」に、後者は「3 民事法律扶助制度による法律相談」に詳述する。

(注) 消防庁応急対策室 平成29年4月13日公表資料「熊本県熊本地方を震源とする地震（第101報）」参照。

熊本地震発生から被災者法律相談援助終了までの流れ

平成28年4月	
14日	熊本県上益城郡御船町の地下11Kmを震源とするM6.5の地震発生。熊本県益城町で、震度7を観測。
16日	熊本県上益城郡鹿島町の地下12Kmを震源とするM7.3の地震発生。熊本県益城町・西原村で、震度7を観測。
17日	熊本県内に855か所、大分県内に311か所の仮設住宅開設。
18日	「熊本地震に関するQ & A」を作成し、法テラスのホームページで公開。 
20日	法テラス熊本の事務所内での法律相談対応を一部再開。
25日	法テラス熊本、法テラス熊本法律事務所、法テラス高森地域事務所が通常業務再開。
平成28年5月	
13日	法テラス・サポートダイヤルで受電した熊本地震に関する問合せを参考に、熊本地震に関連するFAQ 33件を情報提供システムに搭載。
14日	「震災 法テラスダイヤル」にて熊本地震に関する問合せの受付開始。
16日	大分県内の全避難所を閉鎖。(避難者数は最大時12,443名)
27日	改正総合法律支援法が成立。
平成28年7月	
1日	改正総合法律支援法の「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」が先行施行。 政令により熊本地震に同制度が適用され、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助）を開始。 宮崎誠理事長が熊本県庁に蒲島郁夫熊本県知事を訪ね、同日開始した無料法律相談の制度説明などを行い、利用促進を呼びかけ。 
平成28年7月3日付熊本日日新聞・朝刊	
平成28年11月	
18日	熊本県内の全避難所を閉鎖。(避難者数は最大時183,882名)
平成29年4月	
13日	熊本地震被災者を対象とした被災者法律相談援助終了。

1 被災者法律相談援助

(1) 概要

①根拠条文

総合法律支援法第30条1項4号

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

②業務実施までの経緯

平成28年4月14日 熊本地震発生

平成28年5月27日 改正総合法律支援法成立

平成28年6月3日 改正総合法律支援法公布

平成28年7月1日 大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度が先行施行

政令により熊本地震に同制度が適用

熊本地震被災者を対象とする被災者法律相談援助開始

平成29年4月13日 被災者法律相談援助終了

③民事法律扶助制度、震災特例法による制度の比較

	被災者法律相談援助	民事法律扶助法律相談援助	震災特例法による法律援助
利用の条件	平成28年4月14日（平成28年熊本地震発生日）に、熊本県内に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方（資力は問わない）	収入や資産（預貯金・不動産等）が一定額以下である方	東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都を除く）に平成23年3月11日時点で住居や営業所等があった方（資力は問わない）
相談対象	生活の再建に必要な相談（刑事に関するものを除く）	刑事に関するものを除く	刑事に関するものを除く ※代理援助・書類作成援助にも利用者に有利な条件が定められている（詳細は124ページ資料6-1参照）。

(2) 実施状況

業務開始以降、法律相談の実施件数は増加傾向で、11月以降は、ほぼ毎月1,000件を超え、10か月弱の実施期間で累計1万件を超えた。

なお、本被災者法律相談援助のほとんどは、援助対象者の多くが居住する地域を管轄する、熊本地方事務所で取り扱った。

資料1 被災者法律相談援助の月ごとの実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計
被災者法律相談 援助件数	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158
うち、熊本地方 事務所	758	949	979	977	1,017	1,030	978	1,261	1,377	819	10,145

(3) 相談内容の傾向

相談内容を分野別に見ると、離婚や相続などの家族に関するトラブル、損害賠償請求などの金銭トラブル、借金やローンなどの問題が大きな割合を占めた。

家事事件は、本援助による法律相談を始めた当初から最も大きな割合を占めており、多重債務事件は、地震発生から時間が経過するにつれて増加した。

資料2 被災者法律相談援助の分野別実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計	割合
金銭事件	153	175	212	220	246	259	232	291	283	191	2,262	22.3%
不動産事件	179	187	157	126	144	137	111	141	150	113	1,445	14.2%
家事事件	194	336	324	362	336	319	333	418	478	249	3,349	33.0%
労働事件	39	35	36	58	36	45	43	49	61	33	435	4.3%
保全事件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
多重債務事件	142	135	172	145	205	221	200	275	311	177	1,983	19.5%
執行・競売事件	0	3	3	6	3	7	8	11	10	7	58	0.6%
その他	51	78	76	66	49	45	51	76	85	49	626	6.1%
合計	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158	100.0%

(4) 相談を実施した場所の傾向

本被災者法律相談援助の約9割が、指定相談場所（弁護士会や司法書士会等）や、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所といった、法テラスの事務所以外の場所で行われた。

本援助を始めた当初から、巡回相談（弁護士・司法書士が避難所や公共施設を巡回して行う法律相談）を行い、東日本大震災の被災地に配置してあった移動相談車両「法テラス号」も活用した。また、契約弁護士・司法書士事務所での相談を直接予約できるよう、法テラスのホームページ上に契約弁護士・司法書士の事務所の連絡先や業務時間を掲載するなど、被災者が行きやすい場所で法律相談を受けられる

情報も提供した。

本援助開始当初、巡回相談が全体の約18%を占めていたが、時間の経過とともに減少し、契約弁護士・司法書士事務所における法律相談の割合が増加した。

資料3 被災者法律相談援助の実施場所ごとの実績

(件)

	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	平成29年 1月	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	合計	割合
法テラス事務所	82	118	101	96	109	90	79	161	182	124	1,142	11.2%
契約弁護士・ 司法書士の事務所	281	459	511	546	562	616	561	735	841	486	5,598	55.1%
指定相談場所	260	255	284	272	291	271	312	334	337	202	2,818	27.7%
出張相談	0	3	7	9	5	11	7	5	6	5	58	0.6%
巡回相談	135	114	77	60	52	45	19	26	12	2	542	5.4%
合計	758	949	980	983	1,019	1,033	978	1,261	1,378	819	10,158	100.0%

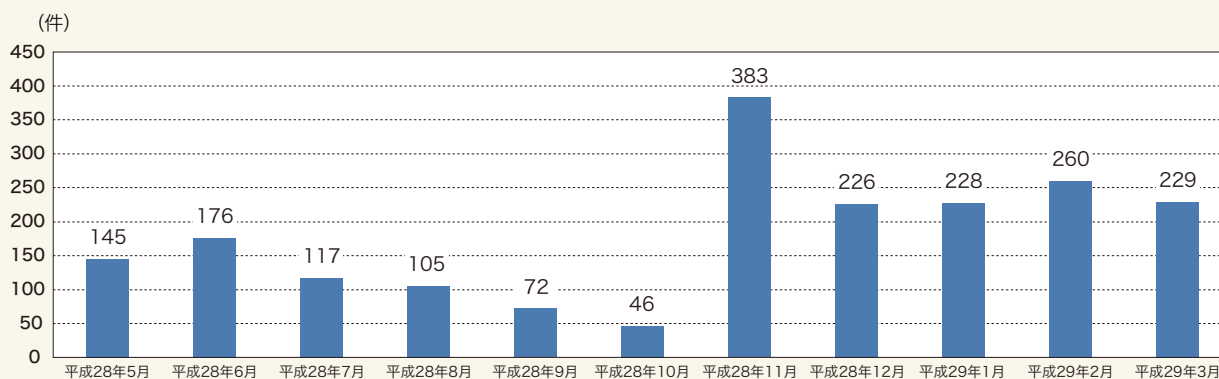
2 法テラス・サポートダイヤルにおける取組

法テラスでは平成28年4月18日から、ホームページ上に「平成28年（2016年）熊本地震に関するQ&A」を掲載し、同日からサポートダイヤルにおいて、法テラス熊本への問合せを受電する態勢をとった。また、5月14日からは、東日本大震災の被災者援助のために設けたフリーダイヤルである「震災法テラスダイヤル」で、熊本地震の被災者からの問合せも受け付け始めた。

(1) 実施件数

熊本地震における問合せ件数の推移は、資料4のとおりである。問合せ件数は、平成28年6月に176件に達し、その後は減少傾向が続いていたが、11月に熊本の各テレビ局にて熊本地震無料法律相談（被災者法律相談援助）のCMを放映した効果で、同月の問合せ件数は383件に達した。

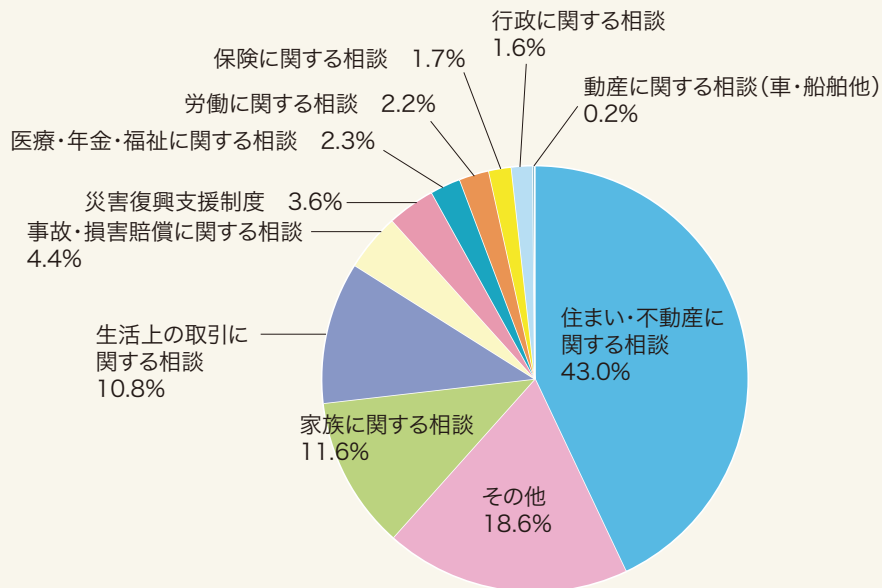
資料4 熊本地震 問合せ件数の推移



(2) 問合せ内容の傾向

熊本地震における問合せの分野別内訳は、資料5のとおりである。問合せの件数で見ると、住まい・不動産に関する相談が最も多く、次いでその他（法テラスの制度に関する問合せ等）、家族に関する相談と続いている。

資料5 熊本地震 問合せ分野別内訳



具体的な問合せ例としては、「賃貸住宅に住んでいるが、震災で、住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなった。賃料の減額を請求することはできるか。」「震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなった。どうしたらよいか。」などがある。

3 民事法律扶助制度による法律相談

(1) 事務所相談

熊本県内には法テラスの事務所が全部で3つある。熊本市にある「法テラス熊本」「法テラス熊本法律事務所」、阿蘇郡にある「法テラス高森法律事務所」である。熊本地震発生からしばらくは通常通りの業務を行うことは困難であった。しかし、弁護士会や司法書士会の協力や近隣の法テラスの職員からの応援もあり、法テラス熊本での法律相談は4月20日から一部再開、25日からは3つ全ての事務所で通常業務を再開することができた。

なお、法テラス熊本における法律相談件数は、地震発生後の4、5月には落ち込んでいたが、被災者法律相談援助が始まった7月には前月の2倍近くとなった。

資料6

法テラス熊本での平成28年1月から7月までの法律相談件数の推移

	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月
民事法律扶助相談援助件数	433	520	558	354	362	506	973

(2) 熊本県弁護士会との共催による取組

熊本弁護士会との共催により、4月28日から①被災者のニーズを調査するための面談相談、②情報提供としての電話相談を行った。

4 法テラス熊本の現場から

以下に、熊本地震発生から約1年間、被災者に最も近い法的支援の拠点として、被災者の生活再建のための法律援助の運営を最前線で担ってきた法テラス熊本の佐藤純子事務局長の声を紹介する。

平成28年熊本地震からまる1年となる前日の平成29年4月13日、法テラスの大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料相談が終了しました。

終了直前、多くの相談希望が寄せられる事態に対応できるよう綿密に打合せを重ねて最終日に備えました。当日は何のトラブルもなく、静かな1日になりました。

思い返せば、最初の地震の翌日に片付けを済ませ一息ついたその28時間後に、まさか「本震」と言われる2度目の大地震を経験するなど夢にも思いませんでした。

職員らもまた被災者でした。避難所から出勤する者、毎朝給水の長蛇の列に並んでから出勤する者と様々な困難な事情を抱えながら、7月1日から始まる、改正総合法律支援法を初適用した被災者法律相談援助開始の準備に追われたのでした。

誰が言うでもなく、「一人が皆のために、皆が一人のために、そして利用者一人一人に丁寧に」を心がけ、自らも被災者だからこそ解る被災者の立場を思い、CMのフレーズにもあった「最後まで見捨てない法テラス」を目指した結果が、1万件を超える被災者相談の数になったのだと思います。

職員らの真摯な対応がもたらした冒頭のとても静かな最終日、そして、翌日から無事に地震前の業務に戻れたことに、心から感謝しています。

さて、被災地では確実に復旧が進んでいますが、本格的な復興に向けてはまだまだ多くの課題が残されています。これからも「最後まで見捨てない法テラス」を目指して、被災者の方々が元の生活に戻るよう微力ながらもお力になればと願っています。

法テラス熊本 佐藤純子